

三々法門と選擇本願

戸 松 憲 千 代

行信を論ずるに當つて、『行卷』細註に於ける「選擇本願之行」なる選擇本願が重要な意味を有するものなる事は今更言ふまでもない。然るに、この選擇本願に就いては古來先輩の上に種々の異論が存するのであつて、即ち皆往院師の一系は大體に於いて十七願説を取り、香月院師の一系は十八願説を支持してゐる。

然るに、かかる選擇本願に對する二學説たるや全然その立場を異にするものであつて、即ち皆往院師系の十七願説は宗祖己證の法門たる五願各立義にその論據を置くものであり、又後者の香月院師系は元祖相承の一願建立の法門上に立場して十八願説を主張するものである。従つて、この『行卷』細註に於ける選擇本願が十七なりや十八なりやの問題は、これを論するに先立つて、その一願建立の法門に立てるや、將た五願各立の法門に立てるや、

その立場を究明することが第一の先決問題であらう。何となれば、香月院師系の如く一願建立の法門に立つて十八願局限説を主張するも、若し細註の選擇本願が五願各立の法門に立場してゐるとしたならば、その見解は當然非として否定せられねばならぬ。又、逆に皆往院師系の如く五願各立の法門に立つて十七願説を立つるも、細註のそれが已に一願建立の立場に存するものであつたならば、又この見解も非として捨てられねばならぬからである。されば、細註の選擇本願は一願建立と五願各立との二門中、その何れに屬し又何れに立場してゐるかの問題が先決問題としてこゝに當然吾人の上に提起さるべきであらう。

かくて、吾人は『行卷』細註の選擇本願に對する皆往院、香月院の二系に於ける學説と及びその據つて立つ立場とを見究め來つたことであるが、更にかかる二學説がその共に彼の偈前大綱の祖文を基準として論ぜられてゐること

とは特に吾人の注目を喚起するところである。即ち、先づ皆往院師はその著『廣文類聞書』に

「當流一家ニ於テハ第十八ハ信ヲ體トシ、第十七ハ行

ヲ體トスル故ニ十八願上ニハ行ヲ立テズ。コレ今家ノ

二願各立ノ義ナリ。故ニ當卷四十其真實行願諸佛稱名願、其真實信願者至心信樂願、斯乃選擇本願行信也……

等と、細註の選擇本願を五願各立の法門に立つて十七願とするに、偈前の文をその定量としてゐるゝのである。

次に、香月院師の如きも、細註の選擇本願を窺ふに就き、「タゞ祖文ヲ定量トシテ祖意如何ト窺ヒ奉ルニ如クハナシ。コレハ偈前ノ文ニ其真實行願者諸佛稱名願、其真實信願者至心信樂願、斯乃選擇本願ノ行信也ト。此文ヲ直ニコヘアテ、窺フノガ祖文ヲ定量トスルト云フモノナリ」

と、更に又

「今コノ割註ニ(1)淨土真實之行トイフハ十七十八相ヲ分ツ分相ノ義門ナリ。コレハ偈前ノ文明ナリ。真實行ノ願ハ諸佛稱名願、真實信ノ願ハ至心信樂願ト云フ分相ノ義門ナリ。(2)選擇本願之行ト云フハ十七十八二願ノ相ヲ分タズニ十八ノ一願ニ攝シテ信モ行モ第十八ノ

選擇本願ノ一願ヲイフ也」ソレユヘニ偈前ニ行信ノ二ヲ合シテ斯乃選擇本願之行信也トアリ」

等と快評し、更に又その弟子靈城師が

「夫ユヘコノ下(細註の二)雲樹共ニ十七十八へ分ケテ

釋シテアリ。コトニ雲抄ニハ御自釋十四左ノ凡就誓願有大行乃至選擇本願ノ行信也ト云フ文ヲ引テアリ。サレハ御自釋右標舉ト左偈前ノ文ト對映シテ可解。標結睨ミ合ノ文也。爾レハコノ二行ハ十七十八ヘカケテ解スカヨイ。何故ナレハ、行卷ハ十七十八ノ所行能行ノ行ヲ皆悉ク御引用ナサレテアル故ニソレヲ總標スル標舉ユヘニ十七十八ノ二願ノ行ヲ分ケテ解スルカヨキ也」

等と師說を敷衍して、以て其に偈前大綱の文を基準として十八一願局限説を主張してゐるゝ事が首肯さるゝのである。

此の如く、相異なる二學説が同一偈前の文を出發點として生れ出でたる事は、そこに何等か意味するところのものが無くてはならぬであらう。これ思ふに、偈前の文が細註の選擇本願を釋するに重要な役割を占め、即ち細註に對する種々の見解はすべて此の偈前の文を論據

としてこそ初めてその見解に價値と權威とを認め得る事を暗示してゐるのではなからうか。されば、皆往院師の

説にしろ、又香月院師の説にしろ總べてその見解の基準を偈前に置き、これに據つて自己の主張を反證せられねばならなかつたのである。因に、細註に「諸佛稱名之願淨土真實之行」とあるものは偈前の「其真實行願者諸佛稱名願」に當り、又細註に「選擇本願之行」とあるものは偈前の「斯乃選擇本願之行信也」に契當するであらうことは一見瞭然たるものにして、何人と雖も疑ひを容るゝ餘地が無いであらう。故に彼の皆往院、香月院等の諸師が細註二行の隨一たる「選擇本願之行」を論ずるに當り偈前の「斯乃選擇本願之行信也」を以て、其の論理の基準とせられし事は、實に妥當なる見解と言ふべきであらう。

かくて、細註に於ける選擇本願の一願建立なりや、五願各立なりやの問題は、こゝに更に進展して偈前の選擇本願は一願建立なりや五願各立なりやの問題を先決問題として前提せしめねばならなくなつたのである。仍つて、以下吾人は「三々法門と選擇本願」なる命題の下にこれが私見を提示し、以て先輩諸賢の是正を仰ぎたいと思ふものである。

二

以上、吾人は先輩に於いて細註の選擇本願は必ず偈前のそれを以て語られ、從つて吾人も亦この偈前の選擇本願を基準としてこそ始めて細註のそれを論ずるに足り得ることを認識した。然るに、この細註に對して純一基準たるべき偈前の選擇本願に對しても、已に上述に於いて明かなる如く、皆往院及び香月院の二學系に於いてそれゝ異論のあることにて、即ち前者が上の(1)「其真實行願者、諸佛稱名願。其真實信願者、至心信樂願」を承けて今の(2)「斯乃選擇本願之行信也」も同じく五願各立の法門にあると云ふに對し、後者は(1)の各立門に於ける一願を十八願に統括して、所謂總括門を成するものであると論ずる。即ち、一は(1)と(2)とを同じく各立門と見、他は

(1)と(2)とを異れるものとして(1)が各立門なるに對し(2)は總括門なりとするにある。今吾人にしてかゝる二學系に於ける所説の内容を檢討するに各々論理の整然たるものあつて、一概にこれが是非を論ずるの餘地がない。實に偈前の選擇本願は古來先輩の立論のみに依るときは一願建立とも見られ、又五願各立とも見らるべき性質のものであつて、即ちこれが一願建立の法門なりや五願各立

の法門なりやの問題に關する限り永遠に解し難き謎として遺さることであらう。然るに、こゝに特に吾人の注意すべきはかかる偈前の選擇本願が下『化卷』の方便に對して所謂三々法門を構成するの地位に置かれて居ることである。

ある。これ、先輩に於いて殆んど顧みられざる問題であるが、已にかく偈前大綱の文が三々の法門上に立つべきものと云ふ吾人の主張が許さるゝとするならば、こゝに吾人が「三々法門と選擇本願」と命題し、所謂三々法門に裏づけて古來難中の難と見做されてゐる本問題を取扱ひ、そこに何等か新しき解決の方法を索めんと試みることは敢へて無意義なことではある。

凡そ、三々法門とは八十九二十の三願上に衆生に於ける往生因果の全物柄を總括して論ずるの法門であるから、この場合十九二十の方便二願に相對する十八願そのものは内に五願を統攝して所謂一願建立の法門を成するものであらねばならぬ。従つて、今の偈前に於いても、それが已に吾人の云ふ如く三々の法門上に立てるものであるとするならば、必ずやかかる眞實五願を内有する所謂一願建立の法門が存在せねばならぬであらう。されば、彼の石泉師の如きもその著『隨聞記』に、「其ニ就テ、凡就三誓願等トアル、此ハ三願相對デ云

タ者ナリ。以上ノ顯開方便藏ト云ヲ承テ出シタ者ナリ。上ヲ承テ此處デ權實並標ス」と、次で又

と、

「此レ眞實ヲ明スニナリテハ、三願相對ヲ合點セネハナラヌ。此ヲ知ラヌト、御本書ノ建立ハ知ラレスナリ。三願相對ナレバ、五願ヲ一願ニ取込ンデ十九・二十二相對シテ建立スルナリ。諸初ヨリ五願建立ナド云ヘバ本書ハ窺ハレヌナリ」

等と、その三願相對に立つて、従つて五願は一願に總括さるゝことを的示してゐるゝのである。又善護師の如きも、

「凡就誓願等。此標文三願相對シテ、其方便ヲ簡ビソノ眞實ヲ的示セん爲メニ眞實方便並標シ給ヘルナリ。眞實ノ行信ハ十八ノ法義、方便ノ行信ハ十九・二十ノ法義、是三願三機三往生相對ノ明シ方也」

等とこれを痛快に論じてゐるゝのである。此等に依つてこれを思ふに、偈前に於ける「凡就三誓願有眞實行信亦有方便行信」等とある誓願は、十八・十九・二十の三願の相對を標示するものにして、而もこれが次上の「圓滿福智藏、開顯方便藏」を承くるものなることは容易にこれを領解し得るであらう。思ふに、「福智藏」と

は十八の弘願眞實を意味するもので、而も此の弘願眞實に相對する「方便藏」とは下『化卷』に

「是以釋迦牟尼佛顯說福德藏誘引群生。」阿彌陀如來本發三誓願。普化諸有海。既而有悲願一名修諸功德。之願。」

とあり
又

「然則釋迦牟尼佛開演功德藏勸化十方濁世。阿彌陀如來本發三果遂之誓願也。二十慈悲引諸有群生海。既而有二種願。○(註二)一、名植諸德。二、願本之願。」

等とある祖文に徵して、それゞゝ要門十九願の「福德藏」と眞門二十願の「功德藏」とを意味するものなること亦明白なる所であらう。故に彼の西派の興隆師は、「三藏者、一福智藏。(指弘願念佛。見行卷。右五十弘願)

二福德藏。(指二要門諸善。見二化卷本。左諸善

劣故。眡唯名レ福不レ與ニ智名ニ

三功德藏。(指真門念佛見化本二十名例如難思往生目又持三名號功號故設三福名帶自力故不與智名。)〔註一二〕故施功名乎。」

等と、這般の消息を的論してゐらるゝのである。即ち、

三々法門と選擇本願(戸松)

(一)福智藏を指して「弘願念佛」と云ひ、(二)福德藏を指して「要門諸善」と云ひ、更に(三)功德藏を指して「眞門念佛」等と解してゐらるゝ所に特に注意すべきである。

かくて、偈前に於ける、次上の「圓三滿福智藏」開顯方「便藏」が已に要眞弘三門の相對を意味するものであるから、從つてこれを承くる「凡就三誓願有三真實行信」亦有「方便行信」なる「誓願」が十八・十九・二十の三願を指示し、而もその三願真假の相對を標示せんとするものなること、何人とも雖もこれを否定し得ないであらう。故に、

彼の『敬信起』には、

「標ニ三願並標シタルハ上ノ福智藏等ヲ承ケタルナリ。福智藏ヲ承テ眞實ヲ標シ、方便藏ヲ承ケテ方便ヲ標ス。凡トハ誓願ニ就テ眞假ノ行信ヲ對判スルカユヘ。」
○凡トイフ。顯考記ニ凡トハオ、ガカヒト云コトナリ

ト解セリ

等と、これを快評してゐるゝのである。

かくて、偈前に標示せられたる誓願とは十八・十九・二十の三願を指示し、即ち真假相對の立場に存するものなることが領解された。併しながら、こゝに更に吾人の問題とすべきは、偈前に於いて已にかく三願は相對せられ、権實は並標されてゐるのに、これを開示するに何故

六五

單に眞實のみを以てして、その方便は明かし給はぬのであらうかと云ふ事である。これに就き、石泉・善護の二師は(一)「就_ニ本意_ニ故」と(二)「推_ニ下文_ニ故」の二義を以て解釋してゐらるゝことであるが、今暫く(二)の「推_ニ下文_ニ故」に依るに方便は下文の『化卷』に推して見よと云ふ意味であつて、即ちこれを云ひ換ふれば今この偈前には方便を重ねて明かしはせぬが、下『化卷』に已に開示せられて居ることであるから、それに眞實を對檢して見よと解釋せるものゝ如くである。従つてかかる第二義に依るときは其處に當然所謂三々の法門の存すべきことが窺知さるゝであらう。何となれば、こはたとへ偈前には方便を開示し給はずとも、これは決して方便を廢し給へるものでなく、實は下文の『化卷』に明示されてこの偈前の眞實と肩を並べてゐるものにして、即ち上標示の「凡就_ニ誓願」等なる祖文に矛盾せざるものであるからである。

若し然らば、かかる第二義の「推_ニ下文_ニ故」に於いて暗示せられたる下文とは一體如何なる文を指示するものであらうか。以下節を改めこれが検索を試みようと思ふ。

三

如上第一義に從つて下文の『化卷』上に十九・二十の要

(三) 二十真門

眞二門を索むれば、即ち自釋四五丁左に先づ十九願の要門が開示せられ、又同四八丁左には二十願の眞門が開出せられてゐる。而して此等『化卷』に於ける要眞の二門が上の偈前の文に全く相對するものなる事はこれを各々比較對檢すれば容易に領解し得るであらう。

(一) 十八弘願門

「凡就_ニ誓願_ニ有_ニ眞實行信_ニ亦有_ニ方便行信」。(a)其眞實行願者諸佛稱名願。其眞實信願者至心信樂願。斯乃選擇本願之行信也。(b)其機者則一切善惡大小凡愚也。(c)往生者則難思議往生也。(d)佛土者則報佛報土也。斯乃誓願不可思議、一實眞如海。(e)大無量壽經之宗致、他力真宗之正意也。」

(二) 十九要門

「依_レ此(a)按_ニ方便之願_ニ有_ニ假有_ニ眞、亦有_ニ行有_ニ信。願者即是臨終現前之願也。行者即是修諸功德之善也。信者即至心發願欲生之三心也。依_ニ此願之行信_ニ顯_ニ開淨土之要門方便權假。乃至(b)就_レ機_ニ有_ニ三種。一者定機、二者散機也。乃至(c)一種往生者、一者即往生、二者便往生。便往生者、即是胎生邊地雙樹林下往生也。即往生者即是報土化生也。」

(b) 就機有定有散。 (c) 往生者此難思往生是也。 (d) 佛者卽化身。土者卽疑城胎宮是也。」

右(一)(二)(三)の三文を各々對檢すれば、その全く同一筆格上に立つて、所謂三々の法門を成じてゐる事が窺はるゝのである。即ち、先づ(a)に於いては、三文共に本願に就いて行信の二法を提示してゐる。之れ即ち、先づ三願の相對を出だせるものであらう。次に、(b)に於いては

願の相對を出だせるものであらう。次に、(b)に於いては三文共に機に就いて語られてゐる。之れ三機の相對を出だせるものであらう。更に、(c)に於いては往生が語られ、從つてこは三往生の相對を明かせるものであらう。更に、此の(c)の往生を開けば(d)の如き佛土の相對が論ぜられるべく、又これを能詮するものが經であるから、(一)に於いては「大無量壽經之宗致」と「大經」を擧げ、(二)(三)等に於いては共に『化卷』の標舉にそれゝ『觀經』と『小經』とを提撕してゐらるゝのである。故に、以上を要約すれば右の三文は(a)三願(c)三經(b)三機(c)三往生(之れを開けば(d)の三佛土となる)等となつて、即ちその全く所謂三々の法門を構成してゐる事が領解さるゝのである。

かくて、偈前の文は『化卷』の二門に對して、三願三經三機三往生なる三々の法門を構成してゐることが領解せられたのであるが、こゝにあらためて吾人の再考すべきは、かゝる三々の法門の把握する意味に就いてである。思ふに、三々の法門とは彼の三願轉入の宗祖の自督を基調とするものにして、即ち十八・十九・二十の三願に就いて眞假の相對を語るものであるから、従つて此の場合前五卷に現れたる眞實の五願はすべて十八一願に統攝せられてゐるねばならぬのである。故に、石泉師の如きも『隨聞記』に於いて

「其機一切善惡等。機ト證ト佛土ト教トアリ。其機ハ
其トハ物ヲ指ス。上ノ行信ヲ指ス。意ハ通シテ下ノ往
生等ニ及ブ。文勢ニ見ヘテアル。機證、佛土、教ミナ行
信ヲ主トシテ列ヌルハ、本ト此行信ヲ主トスル法門ナ
リ。機モ往生モ佛土モミナ十八願デ、此行信ノ二ツナ
リ。此レニ機モ往生モ皆十八願ノ物ナリ」

等と、先づ三々の法門に於いては(b)の機も(c)の證(往生)
も(d)の佛土も(e)の教(經)もすべてみな(a)の十八願に統括
せられ、即ち十八願の物柄として見做さるべき事を論じ
てゐらるゝ。而して、已にかく機證佛土教等の、即ち衆生
の往生因果は悉く「十八願ノ物」として即ち十八一願中に

統攝せられてゐるのであるから、從つて此等衆生の往生因果を開示する十七・十八・十一・十二・十三等の五願も亦當然十八一願中に統合せられてあらねばならぬ事は云ふまでもないであらう。故に、師は次で

「三願相對ナレハ、五願ヲ一願ニ取込ンデ、十九二十ニ相對シテ建立スルナリ」(註一七)

等と的評してゐらるゝのである。

右に依つて、三々の法門に於いては眞實の五願は十八一願に統括さるゝ事を略ほ領解し得た事であるが、こは更にかかる三々の法門の批判根據たる三願轉入の祖文上にも窺ひ得るのである。即ち、それに依れば先づ要門に於いては十九願上に「萬行諸善」と及び「雙樹林下之往生」との往生の因果を合して語り、又真門に於いても「善本德本」と「難思往生」〔註二六〕との因果二法と共に二十願上に語り、更に弘願に於いても「選擇願海」の因上にその果たる「難思議往生」の果を併せ説いてゐらるゝのである。故に「六要」に之れを解して

「久出等者萬行諸善是聖道意。雙樹林下是約觀經十九願意。善本德本是約小經二十願意乃是難思往生心也。選擇願海是大經意、即難思議往生是也」〔註二七〕
等と適評し給ふ。これに依つて思ふに、要門が往生の因

果を十九の一願に語り、又真門がそれを二十の一願に語つてゐるに同じで、弘願も亦十八の一願に論ぜんとするものゝ如くである。即ち、「選擇願海」なる十八願はこれを開出して「大經」となり、これに依つて得る所の果は難思議往生なりと語る。故に、これを換言すれば「大經」の教も「難思議往生」の證も、即ち教證共に「選擇願海」の(註一七)

八一願上に論ぜられて居ることが首肯さるゝのである。

以上、これを要するに、三々の法門に於いては十九・二十等の方便二願がそれゝ經・機・往生等を總べて一願上に語れる如く、十八願も亦それ等を一願に合説し、從つてかかる十八願に於いては當然五願は統合せられて居なければならぬと云ふ事を論じた積りである。然るに、最近西谷順誓師は『教行信證の梗概』なる一書を著して、その中(二〇頁)にこれを巧みに論じ、又これが適切なる圖解を試みてゐらるゝことであるから、今これを拜借して以て吾人の領解を容易ならしめんと思ふ。

根本の願	開經	所被の機	所發の信	所修の行	所得の果	眞偽の門
第十九願	觀經	邪定聚機	至發欲修諸功德	往難思議 雙樹林下之往生	弘願門	
第二十願	小經	正定聚機	至信欲乃至十念		要門	
不定聚機	至廻、欲					
難思往生	真門					

かくて、三々の法門は勿論、これが基調たる三願轉入の文に於いてもその十八願は内に五願を統攝せる十八一願たる事が領解せられた。而して、今の所論たる偈前の文がこの三々の法門上に立てるものなること亦如上所述の如くである。從つて、已にかく偈前の文が『化卷』の要真二門に對して弘願門たるの地位に置かれてあるとすれば、此處に當然五願を内攝せる十八一願なるものが存せねばならぬであらう。然るに、今偈前の文を見るに(1)の「其真實行願者諸佛稱名願・其真實信願者至心信樂願」とあるものは所謂五願各立の法門に立つて即ち十七・十八の二願を別開せるものであるから、これを以て上述の五願を内攝する十八願に契當せしむることは不當も甚だしい。従つて、こゝに當然殘れる(2)の「選擇本願之行信也」とあるものを以つてこれに相當せしめねばならぬであらう。従つて、かゝる吾人の主張はその歸結に於いて彼の香月院系の學說と相同じ、即ち偈前の選擇本願は上の二願を合して、所謂一願建立の法門を成するものと見做さるべきであらう。

然るに、一説の如くこの(2)の「斯乃選擇本願之行信也」とあるものを以て、上の二願各立門を承けて即ち十七・十八の二願を指示するものとすれば、こゝに三々の法門

は否定せられ、又彼の三願轉入の宗祖の自督も破壊せらるゝこと、なるであらう。何となれば、十九・二十の方便二願に對する眞實の願が、かく二願各立門に立つて十七・十八の二願を指すとすれば、「三願三經三機三往生」とは云はれず、即ち「四願三經三機三往生」と云はねばならぬ事となるであらう。又、これと同一の意味に於いて「三願轉入」とは云はれず、「四願轉入」等と云はねばならぬこととなるであらう。更に、これを演繹して云へば前五卷は眞實五願(還相廻向の二十二を加ふれば六願)の各立門を成するものであるから、これを方便の一願に對すれば「七願三經三機三往生」と或は「八願三經三機三往生」等と呼ばられねばならぬであらう。又「三願轉入」に就いても「七願轉入」或は「八願轉入」とさへ云はねばならなくなるであらう。かゝる點より考へて見ても、三々の法門とは即ち前五卷に於ける眞實の五願を十八の一願に總括して、『化卷』の方便二願に相對せしむる時、初めてこれが存在の意味を認め得ると云ふ可きであらう。(なほ、これが詳細に明瞭とならぬのであるが、自然)

とは特に注意すべきであらう。思ふに、此の「其」の字は石
泉師が『隨聞記』に

「其機等トハ、此ガ隨法ヲ明スナリ。其トハ上ノ行信
ヲ指ス。コニ其ト指スガ、此ガ唯機一ツニ就ニ非ズ。
往生佛土トアルアレニモ、此其ノ字ガ流レテ被ルナリ」
等と云つてゐる。如く、獨り機のみに就く語に非ずし
て、下の往生・佛土等にも及ぶものなる事はその文勢に依
つて明かである。然るに、今翻つてこの偈前の文に對し
て三々の法門を構成すべき要真二門の文を見るに、その
共に此の偈前の弘願門と歩調を合せて、即ち行信の本法
の下に機・往生・佛土等の隨法を出してゐるながら、そこには「其」の字が存しない。即ち、偈前の弘願門にのみ「其」
の字が存して、『化卷』の要真二門にこれの存せざるもの
は、そこに何等か意味する所のものがあるのではないか
うか。

これ思ふに、『化卷』の要真二門に於いては衆生の往生
因果は十九或は二十の一願の上に明かされてあるのであ
るから、從つて煩はしく「其」の字を附せずとも、上の十
九願の行信或は二十願の行信をそれゝ承くるものなる
事は云ふまでもない。故に、こゝに於いては二門共に唯
だ「約機」等とあるのみにして「其」の字は全く存せない

のである。然るに、偈前の弘願門にあつては行信を本願
に就いて明すに、(1)の如く二願各立に立つて行は十七、
信は十八と見る見方と、(2)の如く一願建立に立つて行信
共に十八願なりと見るとの二義が存する。故に、次下の
弘願の機・往生・佛土等はかかる二義の中、その(1)を承く
べきか、(2)を承くべきか分明でない。従つて、こゝに「其」
の字を必要とするに至るは理の當然であらう。思ふに、
「其」の字とは代名形容詞にして、二個以上の物のある中、
その中の或る一個の物を限定してこれと指す場合に使
ふ詞である。而も、この「其」の字は普通最も手近な直
前の物を指す詞であるから、従つて今かかる二義のある
中、その(2)の十八願に局るものと指すものなる事は云ふ
までもないであらう。思ふに、三々の法門に於いては機・
往生・佛土等は總べて十八願の上に統括さる可き性質
のものであるから、當然(2)の如き十八願義を承くべき
こととなる。今の「其」の字は又かかる意味を暗示するも
のではなからうか。

かくて、偈前の弘願門に於いては(1)と(2)との二義が存
するから「其」の字が附せらるべきこととなつたのである
が、これを逆に云へば偈前には「其」の字が附せられてゐ
る故に、當然その上に(1)(2)の如き二義が存せねばならぬ

と云ふことが反證さるゝであらう。何となれば、上に言せる如く、「其」とは代名形容詞にして、即ち二個以上の物のある中の、その一個の物を特にこれと定めて指す

らるべく、従つて偈前に於ける選擇本願も亦十八願たるものであらねばならぬことが首肯さるゝのである。

四

場合に用ふる語であるから、「其」の字のある以上そこに當然二個以上の物が前提せられて居ねばならぬからである。故に、今若し(2)が上の(1)を承けて二願各立に立ち、即ち(1)と(2)とが同一義の物であり、又一個の物柄であるとするならば、下の機・往生・佛土等が上の二願を承くることは云ふまでもないから、従つてこの場合要真二門に於けると同じく「其」の字を附するの必要はないであらう。従つて、(2)は(1)と異つて一願建立義を示すものと見做さねばならぬであらう。

かくて、吾人は偈前の弘願門にのみ、機・往生・佛土等に代名形容詞の「其」の字が冠せられてゐる事に依つて、(1)の如き二願各立と(2)の如き一願建立との二義の存せねばならぬ事を知つた。而して、更にこの「其」の字を契機として機・往生・佛土等は直前の「選擇本願」なる十八願義を承くるものなる事が領解せらるゝ。即ち、「其機」とは十八願の機であり、「其往生」とは十八願の往生であり、「其佛土」とは亦十八願の佛土たるものである。こゝに於いてか、三々の法門に於いては、彌々五願は一願に合せ

以上、前節に於いて偈前に於ける選擇本願の三々の法門に立つて十八願に局限さるべき事を論じた事であるが、古來この偈前の選擇本願を一願建立なりとするに就き、種々なる反對説の存することであるから、以下此等反對説を(A)(B)(C)(D)の四種に分別して、以てそが反駁の内容を再吟味して見よう。

(A) 反對説其一

凡そ第十八願に於いては「三信十念」の即ち信行の次第を以て明かされてゐる。故に、若し今の偈前に於ける選擇本願が一願建立門に立つて行信の二法を十八願上に語るものとすれば、「斯乃選擇本願之信行也」と云ふべく、即ち「斯乃選擇本願之行信也」とあつてはならぬ。然るに、今信行の次第を以てせずに、行信の次第を以てするは、これ取りも直さず十七・十八の二願各立義を實證するものであらうと。」

これは、彼の易行院法海師の試みられたる反對説であるが、即ちその著『略文類講義』に

「トキニコノ選釋本願ノ行信トアル詞ハ第十八願ノ行信トスル義モアレド恐クハ然ラズ。其故ハ第十八願ニ

つて今のが如く「行信」の次第となつてゐるのが當り前である。

(ロ) 凡そ、一願建立とて十八一願上に衆生の往生因果を總括して語る場合は行證直接の法門となつて、所謂行中攝信の相を取るものであるから、即ち行が表となり信はこれに隠れて裏となるものである。即ち、彼の石泉の語を借りて云へば、所謂「法相表裏」とも云ふ可きもので、即ち行は表にして信は裏たるものであるから、表の行を前に出して裏の信を後に位置せしめて「斯乃選擇本願之行信也」と明し給ふたものでなからうか。更に云ひ換ふれば、かかる一願建立の法門に於ける行は「念佛行者必可具足三心」たるものにして、即ち信を具足するところの行であるから、その信を行の所具として行の裏に出したものであらう。これを要するに、今は「法相表裏」の立場より行信と次第せるもので、彼の信行の次第を把握する所謂「稟受前後の法義に就いて語つたものではないのである。實にこれ、彼の『選擇集』が一願建立の法門に立ちつゝ、而も行を明す『二行章』を先に置き、信を顯に、今の所明は十八願の「三信」と「十念」とを明かすに非ずして、上の(1)の次第を承けてこれを結んだものである。故に、八願の行と信とであると結止したるものに過ぎない。從

(イ) 假前に十八一願の上で語り乍ら、而も行信の次第を以てせられた事は、之れ上の(1)に行は十七、信は十八と即ち行信の次第たるものとそのまゝ承けたるものである。即ち、(1)を承けて、その十七の行も十八の信も元を云へば十八の「乃至十念」の行と、「至心信樂欲生」の三信の信なりと上の(1)を承けてこれを結んだものである。故に、今の所明は十八願の「三信」と「十念」とを明かすに非ずして、上の(1)の次第を承けてこれを結んだものである。

(ハ) かくて、以上二個の理證に依つて略ほ(A)に於ける

第一の反対説は之れを否定し得たこと、思ふものであるが、以下更に進んでこれが文證を以て再吟味して見ようと思ふ。

先づ『末燈鈔』(第十一章)に曰く、

(a)「……行ト信トハ御チカヒヲ申ナリ」

とあり、又『御消息集』(第十一章)に曰く、

(b)「諸佛稱名ノ願トマフシ諸佛咨嗟ノ願トマフシサフ

フナルハ十方衆生ヲス、メンタメトキコヘタリ。マタ

十方衆生ノ疑心ヲト、メンレウトキコエテサフラフ。

乃至詮スルトコロハ方便ノ御誓願ト信シマイラセサフ

ラフ。念佛往生ノ願ハ如來ノ往相廻向ノ正業正因ナリ

トミヘテサフラフ。」

等とあるものは、これがよりよき文證となるであらう。

即ち、この二文は共に一願建立の法門に立つて十八一願上に行と信とを語るに行信の次第を以てしてゐるらるゝのである。今、この二文に對する先輩の領解を擱ぐれば、先づ理綱院慧琳師はその著『末燈鈔講義』に

「行ト信トハ御チカヒヲ申ナリトハ、至心信樂ハ信ナリ、乃至十念ハ行ナリ」

等と、(a)の『末燈鈔』第十一章に於ける行と信とを共に十八願の上に明されてある事を論じてゐる。(註)信行

「第十八願ノ本願ノ上テ申ストキハ信モ往生ノ因
略辨(註三二)ニ
義」に
ナリ。夫故ニ御消息集七十右念佛往生ノ願ハ如來ノ往相
廻向ノ正業正因ナリトミヘテサフラフトノタマヒテ
念佛ノ正業、信心ノ正因ヲ誓タマフト見給フナリ。此

ハ信行ヲ本願ノ上テ取扱ヲ辨スル方ナリ」

等と、(b)の『御消息集』第十一章の文の十八一願に立つて行信二法を明すものなることを論じてゐるらるゝのである(註三三)。次に、香月院師も『本

典講義』に

「吾祖はいつも行は十七、信は十八とわかつ計り也と心得るは、甚だの蘊漫なり。吾祖も該攝の義門では、

十八の一願に該攝する據を出さば、御消息集七十右諸佛稱名の願とまふ……念佛往生の願は如來の往相廻向の正業正因なりとみえてさぶらふ」とあり。此御言はつきりと行も信も第十八の念佛往生の願計りで云ふてあり。是は元祖を其儘相承の義門ゆゑ、そこで第十七を元祖と同じやうに欣慕方便の願とし、十方衆生に十八願を勧める爲めの欣慕の願とす。夫れ故詮する處は方便の御誓願といふ。十七を欣慕方便として、次に第

十八の念佛往生の願は往相廻向の正業正因なりとは、本願名號正定業至心信樂願爲因の大行大信の二つなり。眞實行眞實信を第十八の一願にする。これ善導元祖を其まゝ承ける該攝の義門。爾れば今も選擇本願之行信也は其義門で云ふなり。第十八の一願で云ふなり。

等と、これを詳論してゐらるゝ。又、彼の二願各立説の魁とも見らるべき皆往院師ですら『廣文類聞書』^(註二三)に於いて「問云、若然ラバ吾祖一代一願ノ上デ行信ヲ判ズル文強イテ無シトセンヤ。答云、然ラズ。末燈鈔二十二ニ彌陀ノ本願トマフスハ名號ヲトナヘンモノヲバ極樂ヘムカヘン」等。又二十云コレミナ彌陀ノ御チカヒト申スコトヲコ、ロウベシ。」御消息集五七十有慶西房ニ與へ給フ文云、諸佛稱名ノ願トマフシ諸佛咨嗟ノ願トマフシサフラフナルハ十方衆生」等。コレラノ文ハ十八願一願ノ上デ行信ヲ明ス」

等と、この(a)(b)等の二文は共に行信の二法を十八一願に語る所謂一願建立の法門たる事を主張してゐらるゝのである。最後に香涼院行忠師は『真宗要目五十題講述』に「若し分相門より云ふときは、十七十八行信と分かるなり。又該攝門より云ふときは行も信も、一第十八

願に收めて、取りあつかひたまふ。依りて御消息集に、第十八願を釋したまひて、詮するところは方便の御誓願と信じまるらせさふらぶ。念佛往生の願は、如來の往相廻向の正業正因とみてさふらぶ」と示したまへり。これ元祖相承の一願建立の義門にして、第十七願を欣慕方便の願として、第十八の念佛往生の願を正業正因の願としたまふ。依りて吾祖は該攝門の方より、この二句の業も因も共に第十八願の行信也としたまふ故に、上に本願と云ふ看板を上げたまふなり」等との的論してゐらるゝのである。

此等諸先輩の指示する所に依つて、『末燈鈔』及び『御消息集』に於ける(a)(b)の二文が共に一願建立門に立つて、即ち行信二法を十八一願上に明してゐらるゝ事が窺知されるるのである。而して、この場合已に行信二法は十八一願上に語られ、即ち一願建立義を成するものであるから、「信行」の次第を以てせらるべきであるのに、(a)に於いては「行ト信トハ御チカヒヲ申ナリ」等と行を先にして、信を後にしてあり、又(b)に於いても「往相廻向ノ正業(行)正因(信)ナリトミエテサフラフ」等と同じく「行信」の次第を以てせられてあるのである。若し、今説者の如くば、(a)に於いては「信ト行トハ御チカヒヲ申ナリ」と云ふべ

く、又(b)に於いても「往相廻向ノ正因(信)正業(行)ナリトミエテサフラフ」等と「信行」の次第を以て語られねばならぬであらう。然るに、今(a)(b)等の二文共に一願建立に立つて而も行信の次第を以てせらるゝ事は、之れ難者の説の當らざる事を意味すると同時に、偈前に於ける「斯乃選擇本願之行信也」の一願建立門に立てるものなる事を立證するよりよき文證の一つとなるものであらう。

(B) 反對說基一

凡そ一願建立の法門にあつては『本典』の内題に示されてゐる如く、所謂教行證の三法組織にして、即ち信は行中に攝せられてゐるものである。故に、今の所論たる偈前の選擇本願も、それが若し、一願建立の法門たるものであつたならば、行に信を攝して「斯乃選擇本願之行也」と云ふべきであらう。然るに今、かく「選擇本願之行信也」と二法を開出し給へるものは、之れ十七十八二願各立の義を示すものであらうと。」

(イ) 難者の如く、一願建立の法門に於いては普通三法組織の法義たる事は云ふまでもない。然し乍ら、一願建立の三法義に於いては信が全然ないと云ふ事ではない。信は裏となつて行の表に隠れてゐるに過ぎない。これ所

謂行中攝信たるものである。故に、元祖も「選擇集三心章に「念佛行者必可具三足三心」等と行の信を具足するものなる事を明してゐる。されば、今もこの元祖の行後に出したものであらう。即ち、先の(A)項にも述べし如く、信行と次第せずに行信と次第し給へる事は、やがてこれ行中攝信の相を的示し給へるものであらう。(A)のロ(口)参考)更に、換言すれば偈前にかく「選擇本願之行信也」等と行信の次第を以てし給へるものは、行の能具に對して信の所具を語るもので、これ云ふまでもなく行中攝信の相たるものである。されば、こは恰も信の一法を解明せる「信卷」に於いて、「眞實信心必具三名號」と信の行を具足する事を明して、「信行」と次第し給へるが如くである。若し、今の難者の如くば「信卷」は唯だ信の一法のみを明かす卷たるものであるから、「信行」等と行を出さずに信のみを出せば足るではないか。然るに、今かく「信卷」に於いて「信行」と二法を出だし給へるものは、これ全く偈前の選擇本願が一願建立にして而も行信二法を出だし給へる如く、表たる能具の信を前に出して裏なる所具の行を後に出し給へるものである。實に、難者の反駁の當らざる事、此等に微して明かであらう。

(口) 又こゝに、行信の二法を十八一願上に明し給へるものは、(A)の(イ)に於いて論ぜし如く、上の(1)の行は十七、信は十八とあるものをそのまま承けて、その十七の行も十八の信も元をたゞせば十八願の行信なりと云へるものであるから、當然「斯乃選擇本願之行信也」等と行信二法を共に出さねばならぬであらう。若し、難者の如く「斯乃選擇本願之行也」と行の一法のみを出したならば、上(1)の行と信の何たるやはこれを全く知り得ないものである。故に、上にも掲げし如く、『末燈鈔』第十一章、『御消息集』第十一章等には已に一願建立に立つて、而も行信の二法を出してゐらるゝのである。難者の如く、一願建立の法門に於いては必ず、信は行中に攝せられて、「斯乃選擇本願之行也」等と行の一法しかないと云ふならば、かかる『末燈鈔』及び『御消息集』等の行信二法を出し給へる祖文はこれを一體如何に解してよいであらうか。實に難者の如きは、一を知つて十を知らざるものと云ふべきであらう。

(C) 反對說其三

一説に又云く、偈爾の「選擇本願」が『化卷』の十九、二十に對して三々の法門を構成する事は認むるも、それが一願建立義なりとは云ひ得ない。何となれば

凡そ一願建立とは十九・二十等の方便の願をも十八一願中に統攝するものなるが故に、三々の法門なる真假三願の相對判のあらう筈はない。

これ、一見又面白き反駁ではあるが、その當らざる事亦甚しく述べべきである。思ふに、こは宗祖の一願建立義と元祖の一願該攝義とを全然混同せる事より起れる、

全く不當なる論難である。何となれば、元祖の一願該攝義は餘の四十七を欣慕方便の願として、之れを十八の生因眞實の願中に統攝せるものであるから、從つてこの該攝義にあつては十九二十等の方便の願も十八一願に攝せられて、即ち三々の法門の成すべき筈はない。然るに、宗祖の一願建立義とは、即ち五願各立義に對するもので、即ち眞實中の五一開合の義であつて、更に餘の十九二十等の方便の願には關係せざるものである。即ち、これを換言すれば眞實の五願を合して、十八一願中に語るもののが、今の一願建立義であつて、即ち十九二十等の方便の願を十八一願中に統括したものではないのである。故に、〔註二十五〕占部觀順師はその著『千釋集闇古錄』に於いて

「此選擇本願ノ一願中デ四法因果ヲ明シタマフ故ニ一願建立ト云ナリ。宗祖ハ四法ヲ三願、デ明シニ廻向ヲ四願デ顯シ六法ヲ五願、デ示ス。コレガ淨土真宗衆生往生

ノ因果ヲ四願五願デ建立シタマフト云ナリ。皆眞實門。
中ノ開合ナリ。謬テ乃至十八・十九・二十ノ三願合シタ
ル一願建立ト思フナカレ、建立ノ二字ヲ解スヘシ。假
宗建立ニアラス、眞宗建立ナリ。眞宗ノ四法因果ノ建
立ハ眞實願ニ限ル。其義可^レ思。」

等と、かかる消息を適示してゐらるゝのである。
(註二六)

二六三
である

かくて、宗祖に於ける一願建立義とは元祖の一願該攝義とその概念を異にし、即ち眞實の五願を一願に統攝し、以て四法因果を十八一願上に語らんとするものであつた。従つて難者の如く一願建立の時は十九・二十の方便二願は悉く十八願中に攝せらるゝものであるから、三々の法門なる真假三願の相對判の存すべきなしと云へるものは全く當らざるものである。

(D) 反對說其四

又一説に云く、「本典」已に十八・十九・二十の三願を分別するに、「至心信樂之願」「至心發願之願」「至心廻向之願」等と信の願名を以て相對せしめ給ふ。これ、三願は唯だ四法中の信のみに於いて相對し、

余の教行證等の諸法には更に關係せず。而して、已にかく十九・二十の二願に對して十八願は信のみに依つて關係するのであるから、従つて此の場合行證

これ又一見面白き論難の如く見受けらるゝのであるが、實に奇抜なる反駁であつて而もその不當なる事は次下の五由に依つて明かである。

するものであると

對し、(二)信を以て十バと本尊し、(三)言ふ事は
十一に相對し、(四)佛土に於いて十二・十三に關係する事を顯してゐる。故に、此れを一言にして云へば、三々の法門に於いて十九・二十の方便の二願に對す

(1) 三願轉入の文

「(一)久出三萬行諸善之假門」(行)、永離_二雙樹林下之往生_一(證)。」(二)廻_二入善本德本真門」(行)、偏發_三難思往

生之心(證)。(三)然今特出方便真門、轉入選擇願海(行)、速離難思往生心、欲遂難思議往生(證)。右に依れば、十八・十九・二十の三願は或は行(因)を以て相對せられ、或は證(果)を以て真假の分別をしてゐるゝ事が知らるゝ。

(2)『大經和讃』(第八・十一・十四の三首)

『大經和讃』の第八・十一・十四の三首を對檢するに(一)「至心信樂欲生ト」、(二)「至心發願欲生ト」、(三)「至心廻向欲生ト」等と信を以て三願は相對せしめられてゐるのであるが、他面その冠註を見ると、(一)「本願ノコ、ロ、第十八ノ選擇本願ナリ」、(二)「十九ノ願ノコ、ロ、諸行往生ナリ」、(三)「二十ノ願ノコ、ロナリ、自力ノ念佛ヲ願シタマヘリ」等とあつて、即ち行を以て三願の眞假が相對せしめられてゐる。これを思ふに、難者の如く三願は單に信のみに於いて關係するのではなくして、行信何れの法に於いても相對し得る事を實證するものではなからうか。

(3)『末燈鈔』(第二章)

「佛恩ノフカキコトハ(二)懈慢邊地ニ往生シ、(三)疑城胎宮ニ往生スルタニモ彌陀ノ御チカヒノナカニ、(二)第十九(三)第二十ノ願ノ御アハレミニテコソ不

可思議ノタノシミニアフコトニテサフラヘ、佛恩ノフカキコトソノキハモナシ。イカニイハンヤ(一)眞實ノ報土へ往生シテ大涅槃ノサトリヲヒラカンコト佛恩ヨクノ御案トモサフラフヘシ」

これ、往生を以て三願三門を分別せんとするものである。即ち、(二)の「懈慢邊地」は十九願の往生であり、更に(一)の「眞實報土」の往生は二十願の往生であり、更に(三)の「疑城胎宮」は二十願の往生であり、更に(一)の「眞實報土」の往生は十八願のそれである事を明せるものである。即ち、(二)(三)の往生に就いては次下に十九、二十の二願を出してあるから、その十九及び二十にそれらの屬する事は明かである。又(一)の往生に就いては次上に「彌陀如來ノ御チカヒノナカニ選擇攝取シタマヘル第十八ノ念佛往生ノ本願」を信樂するものを他力と言ひ、その他方の信心に依つて「眞實ノ報土」に往生するがあるから、その十八願に屬する事は云ふまでもないであらう。

(4)『三經往生又類』

(一)大經往生トイフハ如來選擇ノ本願、不可思議ノ願海、コレヲ他力トマフスナリ。(右)乃至(二)觀經往生トイフハ修諸功德ノ願ニヨリ至心發願ノチカヒニイリテ萬善諸行ノ自善ヲ廻向シテ淨土ヲ忻慕セシム。(左)

乃至(二)彌陀經往生トイフハ植諸德本ノ誓願ニヨリテ

不果遂者ノ真門ニイリ、善本德本ノ名號ヲエラヒテ萬

善諸行ノ少善ヲサシオク(右十二)」

これ、(一)の弘願門に就いては「選擇ノ本願」と、(二)の要門に於いては「修諸功德ノ願」と、更に(三)の真門に對しては「植諸德本ノ誓願」等と、三門共に行の願名を以て三願の真假を相對せしめてゐらるゝ。

(5)『偈前』の文と『化卷』の要真二門の文

先づ、(一)の弘願門に就いては「斯乃選擇本願之行信也」と云ひ、(二)の要門に就いては「願者是臨終現前之願也。行者即是修諸功德之善也。信者即是至心願發欲生之心也」等と云ひ、更に(三)の真門に對しては「願者即植諸德本之願是也。行者此有三種、一者善本二者德本也。信者即至心廻向欲生之心是也」等と宣ふ。これに依つて見るに、(一)は選擇本願、(二)は臨終現前之願、(三)は植諸德本之願にして、即ち(一)と(三)とは行の願名を出し、(二)は證の願名を出して以て三願を相對せしめてゐるゝのである。尤も、(二)の「臨終現前之願」と云ふも彼の『末燈鈔』第一章等に「來迎ハ諸行往生ニアリ、自力ノ行者ナルカユヘニ、臨終トイフコトハ諸行往生ノヒトニイフヘシ」とあれば、これを因に戻せば畢竟「修諸功

徳之願」なる行の願名を意味するものとも考へらるゝ。従つて、(一)(二)(三)共に行の願名を以て三願真假の對判を試みられたとも云へよう。更に、こゝに注意すべき

はかく三門共に行の願名を擧げながら、その實行信の二法を相對せしめてゐらるゝ事に注意せねばならぬ。若し、難者の如くたまゝ『本典』上に信の願名を以て三願が相對せしめてゐらるゝから、三願は信のみに於いて關係すると云ふならば、今も亦行の願名を以て相對せしめられてゐるのであるから、即ち行のみを提撕して以て三門の相對を試みらるべきであらう。然るに今、かく行の願名の下に行信の二法を以て真假の對判を試み給ふと云ふ事は、これ難者の反駁の全く當らざる事を反證するものであらう。

(6)『三藏』を顯す文

(一)『行卷』(自釋左四)には福智藏とあり、(二)『化卷』(自釋右三)には福德藏とあり、(三)同(左五〇)には功德藏とある。これ、三藏を以て三願を對判せんとするものである。思ふに、(一)の福智藏は十八弘願の念佛を指し、(二)の福德藏は十九要門の諸善を指し、(三)の功德藏は二十真門の自力念佛を指すものである。(興隆師『三經文類善光錄』(真全四六)参照)故に、これに依つて見れば、

三願は行を以て相對せしめられてゐるとも考へらるゝのである。

以上の如く、宗祖の上に於いては、獨り信のみに局らず或は行を以て或は證を以て十八・十九・二十の三願真假の對判が試みられてゐるのである。故に、難者の如く三願は唯だ信のみに於いて相對すと云へば、右の如く行或は證を以て三願の相對をしてゐらるゝ、祖文は、これを如何に解するか。更に、吾人をして云はしむれば右に依つて領解せらるゝ如く三願の相對は信を以てよりも、寧ろ行の願名を以てより多くの場合相對せしめられてゐる事に注意せしめらるゝものである。

(ロ)又、若し難者の如く三々の法門に於いては五願は各立するものと云へば、即ち十九・二十の要真二門が弘願の一門に對して相對する事は、即ち行に於いて十七願に、信に於いて十八願に、證に於いて十一願に、更に佛土に於いて十二・十三にそれゝ相對する事となる。従つて、これを要するに、三門の相對はこれを願に就いて云へば、弘願に於ける五願と、要真二門に於ける十九・二十の二願と、合して七願たるものであるから、即ち「七願三經三機三往生」等と云ふべく、「三願三經三機三往生」等とは絶対に云はれ得ぬ事となるであらう。かくては、

『本典』の組織體系たる三々の法門を否定する事となり、祖意に反する事甚だしと云はざるを得ぬであらう。

(ハ)偈前の弘願門に於いては、先づ本願に就いて行信の二法を明し、次にその下に「其機」等と「其」の字を附して機・往生・佛土等を出してゐらるゝ。この「其」の字が獨り機のみならず、往生・佛土・經等にも及ぶものなる事は如上所述の如くであり、又石泉師及び興隆師等の錄を見れば明かなる所である。然るに、この「其」の字は所謂代名形容詞にして直前のある物を指すものであるから、「其機」とは選擇本願の機であり、「其往生」とは選擇本願の往生であり、佛土及び經等も亦選擇本願の佛土であり、選擇本願の教たるものである。即ち、之れに依つて思ふに教行信證佛土等の六法はすべて一選擇本願の物柄たる事が領解せらるゝのである。然るに若し、難者の如く三々の法門に於いては五願を各立すと云へば、往生に就いては十一願の往生と云ひ、又佛土に就いては十二十三の佛土と宣へるべきであらう。然るに今、宗祖が特に「其」なる代名形容詞を附して、上の選擇本願を承くる事を示し給へるものは之れを如何に解するか。難者の論難の當らざる事之れに依つても知らるゝであらう。

(ニ)若し難者の如く、三々の法門に於いては五願は各

立すと云へば、これ餘りにも抽象的概念的考へである。凡そ、五願各立と云ふもその五願は本來十八一願中の五願である。即ち十八の「乃至十念」が十七の行となり、「若不生者」が十一の證となり、「不取正覺」及び「我國」がそれ／＼十二・十三の佛身佛土となるものである。故に、今、要眞二門が十九或は二十の一願上に方便の六法を明してゐるゝに準ずるものであるから、眞實弘願門に於いてもその六法は元に還つて十八一願上に語らるべき事は理の當然であらう。吾人、諸先輩の錄を見るに三々の法門に於いては必ず一願建立たるものにして、未だ五願に各立すとは一度も聞かざるのである。故に、難者の如くばこれ先輩を無視せるものと云ふべきであらう。

(ホ) 住田講師は三願を標するに信に就いての願名を以てし給へる理由を指示して、

「今三願の中十九・二十の信に約する願名を標舉するは、化身上は自力の機の失なるを知らしめん祖意にて乃至此卷(化卷)にも廣く通じて前五卷のごとく教行信證佛土の方便の六聚を釋顯したれども、自力の機の失等との評してゐるゝ。これ、師の創見には非ずして、已に諸先輩の異口同音に主張せられ居る所であるが、こ

れに依つて思ふに信の願名の出てゐると云ふ事は、その意全く機の失を反省せしめんが爲めのものであつて、即ち三願が信のみに於いて相對し、他の諸法に於いては關係せずと云ふ事を明せるものではないのである。故に、事が首肯さるゝのである。

かくて、吾人は(A)(B)(C)(D)等四個の難に對し、一々これが再吟味を加へ、却つてその當らざることを論成し得たことであるから、更に進んで宗祖の上に三々法門の文檢を索め、以てその各々の間に於ける意味を考察して見たいと思ふ。

五

以上、偈前の選擇本願は『化卷』の十九・二十の方便二願に對して、三々の法門を構成すべきものなるが故に、一願建立の法門として十八願に局り、十七願に通ぜざる事を論じ、又これに對する非難に對して一々論難を試みたことである。併し乍ら、こゝに更に吾人の注目を要すべき事は、宗祖に於ける三々法門の文檢を索むるに、その總べて行の願名を以て三願の對判を試みてゐるゝことであり、更にかかる行の願名を以て三願を相對せしめ

らるゝには必ず「選擇本願」なる願名を以て十八願を説示せしめてゐらるゝ事である。即ち、前節所引の(1)『三願轉入』の文、(2)『大經和讚』の首書、(3)『末燈鈔』第二章、(4)『三經往生文類』、(5)『偈前』の文と『化卷』の要真二門の文等の如き宗祖の三々法門に關する文檢を見るに、そのすべて行の願名を以て三願を相對せしめ、而も亦その十八願を標示するには必ず「選擇本願」なる願名を依用してゐらるゝことに氣附くのである。これ、何等か意味する所のものがあるのではなからうか。これに就き、以下少しく卑見を述べて見ようと思ふ。

思ふに、宗祖が三々の法門に於いて十九・二十の二願に對して十八願を標示するに、かく筆格を同じうして必ず選擇本願の願名を以てしてゐらるゝ事は、これを裏から云へばかゝる三々の法門に立てる選擇本願は必ずその各々の間に通有性を有し、又相關性を有するものなる事が窺知さるゝのである。即ち、かゝる選擇本願は同一意義を有し、一貫せる一體系上に立てるものであるから、從つてその中の一つを考察せんにも、必ず他と對照せしめて考ふ可く、その一つを切り離して考ふべきものではないのである。故に、かゝる三々法門に立てる選擇本願の中、その一つでも二願乃至五願に通するものであつた

ならば、他のすこれに同じて二願乃至五願に通すべく、逆に又その中一つでも十八願に局るものなる事が實證されたならば、他もすべて十八一願に局限せらるべきならぬ性質のものである。仍つて、以下吾人はかかる三々法門に立てる選擇本願の一々に就き、それが十八一願に局るや、或は十七等の諸願に通するやを検證して見ねばならない。

(1)三々法門の基調としての三願轉入

さて、吾人はかゝる三々の法門に立てる選擇本願が十八願に局るものか、或は十七等の諸願に通すべきかの問題に對し、以上五文の中先づ(1)の三願轉入の文を提撕し、これを定量として考へて見たいと思ふ。思ふに宗祖の漢和の諸典上かゝる三々の法門に立てる選擇本願を明し給へるものは、如上の(1)(2)(3)(4)(5)の五文である。而して、かゝる五文の中(1)の三願轉入の文が他の諸文に對してその基調となるべき事は云ふまでもないであらう。併となれば、この三願轉入の宗祖の自督が體系化されて三々の法門となつたものであるからである。故に、彼の皆往院師の如きもその『本典講義』に、

「此所の文(三願轉入の文)は我祖淨土真宗開闢以來祖の釋を選擇し給ふ三願三經三機三往生の宗義を立て

給ふ自得の上の御言なり。」

等と、三願轉入を以て三々法門の成立根據たる事を快評してゐらるゝのである。已に、三願轉入がかく三々の法門の成立基調たるものであるならば、これを基準として他の(2)(3)(4)(5)等の諸文に現れたる選擇本願を檢討すべき事は理の當然であらう。

さて、かかる點に注意して三々の法門の批判根據たる三願轉入の文を見るに、その一願建立門に立つて十八一願に局らるべきものなる事が首肯さるゝのである。これに就いては、已に第三節に於いて詳論せる事であるから、今は能ふ限りその重複を避けていさゝか私見を述べて見よう。

先づ、三願轉入とは已にその名の示す如く三願の轉入であるから、從つて十九二十の二願に相對してゐる「選擇願海」は當然十八一願を指して、十七等の諸願に通すべきものであつてはならぬ。若し、この「選擇願海」が十七等の諸願に通すとすれば、これは四願轉入乃至七願轉入等と云ふべく、即ち三願轉入と云ふ事はこゝに否定せられねばならぬ事となるのである。

又一説にこの「選擇願海」を以て五願各立門に立てる、即ち信の願としての十八一願なりと論ずるものがある。

三々法門と選擇本願（戸松）

若し然らば、「選擇願海」等と本來行たるの願名を出さず、に、「至心信樂之願」等の信の願名を出すべきであらう。然るに、今は然らず。即ち上に十九の要門を指して「萬行門」等と二門共に行の名を出す。それに應じて「選擇願海」と云へるものであるから、こは信の願名を出すべきものでなく、即ち之の諸行及び自力念佛に對して他力眞實の念佛を意味する「選擇願海」であらねばならぬのである。實に、この選擇願海とは信を指すものでなく、寧ろ行を表とする所謂行中攝信の意味の選擇本願である。故にこは、五願各立門上の十八一願を指すものでなく、一願建立門上の十八一願を指すべきものであらう。又一説の如く、この「選擇願海」を以て五願各立門の十八一願を指して即ち信の願なりとすれば、次下に明す「難思議往生」とは一體これを如何に解するか「思ふに」この「難思議往生」とは五願各立門に於いては第十一願に屬するものである。故に、説者の如くば十九二十を経て、十八（信の願）十一（往生の願）の二願に轉入する事になるから、畢竟四願轉入と云ふ事になるであらう。實に、奇怪千萬なる所論と云ふべく、如意に達する事甚だしい。今思ふに、要真一門共に往生の因果を十九或は二十の一願上にそれ

ト語るものであるから、それに應じて今も亦この「難思議往生」の證を十八願上に語るものと見做されねばならぬであらう。故に、『六要』(九三五左)已に「選擇願海是大經意、即難思議往生是也」等と宣ふ。若し、説者の如く五願各立の法門ならば、「選擇願海乃至即難思議往生是也」と云はずに「必至滅度之願即難思議往生是也」等と、『證卷』標舉に同ぜしめられねばならぬであらう。故に、以上を要約すれば、三願轉入の文は十九願が「諸行往生」を明し、二十願が「自力念佛往生」を明かすに對し、十八願の「他力念佛往生」を明すものなる事を示し給へるものである。

又一説の如くば、この三願轉入の選擇本願と同一義に立てる(4)の『三經文類』の「選擇ノ本願」及び(5)の偈前の「選擇本願之行信」とあるものは如何に解するか。三願轉入の選擇本願が五願各立門に立てる信の願としての十八願なりとすれば(4)及び(5)の選擇本願も亦五願各立門の信の願としての十八願とせねばならぬであらう。何となれば上述の如く三々の法門に立てる選擇本願は相關的關係に立つて、同一義を有するものであるからである。然るに、(4)の『三經文類』の「選擇ノ本願」を以て唯だ信の願とすれば、所謂「大經往生」と云ふ事を見るに由な

い。又(5)の偈前のそれも亦已に行の十七と信の十八とを承けて「斯乃選擇本願之行信也」と結べるものであるから、これを五願各立門に立てる信のみの願とは絶対にみられない。若し然らば、「斯乃選擇本願之信也」と云ふべきであらう。されば、かく如何なる方面より見ても三願轉入の選擇本願は一願建立門に立てる十八願と見做さねばならぬのである。吾人未だ先輩の錄の上に「三願轉入」の文に於ける「選擇願海」を以て各立の法門に立てると云ふ文檢を見ず。彼の五願通用説の魁たる皆往院師ですら、已にこれを以て一願總括の法門と見做してゐらるゝのである。

かくて、三々の法門の基準たる三願轉入の文に於ける選擇本願とは「他力念佛の往生」を意味するものであつて、即ち衆生の往生因果をすべて一願に語らんとする所謂一願建立門上の十八願たるものであつた。従つて、この三願轉入の文に基調づけられたる余の(2)(3)(4)(5)等の諸文に於ける選擇本願も亦その一願建立の法門上に立てるものなることは、こゝに豫想するに敢へて難くないであらう。以下、かゝる豫想の下に右余の四文に就いて先輩の見解の跡を窺つて見よう。

(2)『大經和讃』第八首に於ける選擇本願

先づ、便宜上(2)の『大經和讃』の八・十一・十四の三首の首書に現れたる選擇本願に就いて考へて見るに、その文に云く、

「(一)本願ノコ、ロ、第十八ノ選擇本願ナリ。

「(二)本願ノコ、ロ、第十八ノ選擇本願ナリ。

「コノ本願ハ彌陀ノ本願ノ根本ナリ。余ノ四十七願ハ枝葉ナリ。ソレヲ末ヲ攝シテ本ニ歸スルトキハタゞコノ第十八願ヲ本願ト名クルユヘニソコデ今添書ニ本願

九ノ願ノコ、ロ、諸行往生ナリ。(三)二十ノ願ノコ、ロナリ、自力ノ念佛ヲ願シタマヘリ」

等と。こゝに云ふ「選擇本願」とは、已に「第十八ノ選擇本願ナリ」とあれば、その十八一願に局り、十七等の諸

願に通ざざるものなる事は今更云ふまでもない。又、この「選擇本願」とは十九願の「諸行往生ナリ」及び二十願の「自力ノ念佛ヲ願シタマヘリ」等の諸行往生或は自力念佛往生に對して他力念佛往生を意味すべき選擇本願であるから、從つてこゝは元祖相承の行の願名たるべく、決して五願各立門に立てる信の願としての十八一願を指すものであつてはならぬのである。故に、今諸先輩の錄を見るに、この首書の選擇本願を以て五願各立門に於ける信の願なりと主張せられしものを一ヶ所も發見し得ぬのである。即ち、諸先輩すべて異口同音に聲を揃へてその一願建立の十八たる事を高唱してゐるゝのである。近くは、香月院師は『淨土和讃講義』^(註三)に、先づ「本願ノコ、ロ」とあるを釋して

と、次に「第十八ノ選擇本願ナリ」とあるを釋して、

「次ニ第十八ノ選擇本願ナリトアルハ信卷ニ第十八願ノ異名ヲ舉ゲタマフトコロニ、斯大願名ニ選擇本願トアリ。此ガ元祖ニヨリテノタマフコトニテ四十八願ミナ選擇ノ本願ナレドモ外ノ四十七願ハ第十八願ヲネガハセウガタメノ欣慕ノ願ヒナリ。第十八願ハ王本願ナルユヘニ四十八願ヲ全フシテ第十八願ノコトヲ選擇本願ト名ケタマフ」

等と、その全く一願建立の十八選擇本願なる事を指示してゐらるゝ。又この選擇本願に就いては、彼の選擇五願通用説を主張して止まざる一乘院師ですら、その『淨土和讃略述』^(二六)に於いて一願建立義を支持して、その全く香月院師の説を繼承してゐらるゝ事は特に注意すべきである。これに依つて思ふに、この首書の「選擇本願」は、一願建立主義者を問はず又五願各立主義者を問はず、そのすべてに依つて一願建立義たる事を主張せられてゐる事が領解さるゝのである。然るに、一説に十九願に對して

は「至心發願欲生ト」とあり、二十願に就いては「至心廻向欲生ト」あり、それに應じて今も信の願名を出して「至心信樂欲生ト」とあるのであるから、この首書の「選擇本願」は五願各立門に立てる信の願としての十八願であらねばならぬ。その證據には、上第七首には眞佛土の十二十三の二願を出し、下第九首には第十一願を出してゐらるゝからであると。これ一往尤もなる説であるが、これは餘りにも概念的抽象的な考へであつて、如上繰り返し云へる如く、眞實の五願は十八一願中の五願なる事を忘れたるものである。故に、この第七第九の一頁の如きも光明壽命の願たる十二十三及び必至滅度の願たる十一願にも見てみられぬ事はないが、それ等の元を尋ねて見ればすべて十八願中の物柄たるにすぎないのである。故に宗祖は今かゝる諸願も十九二十の方便の二願に對して三々の法門を成する時は十八一願に統攝さるべき事を指示して、首書に「本願ノコ、ロ、第十八ノ選擇本願ナリ」等と冠註し給へるものである。されば、宗祖はかかる意味を含んで第七首に對しても、又第九首に對しても決して「十二・十三の願なり」とか、或は「第十一の願なり」とか等と首書し給はぬのである。又、説者の如く首書の選擇本願を以て五願各立門に於ける信の願なりとすれば、

首書に行の願名を出して殊更に「本願ノコ、ロ、第十八ノ選擇本願ナリ」等と冠註し給ふ必要もないるのである。又第七首を十二・十三の願とし第八首を十八願とし、第九首を十一願とすれば、「六願三經三機」等と云ふべく、これに就き南溪師は其著『行信一念贊語』に適評してゐらるゝことであるから、左にこれを掲げておこう。

【真假取願ノトキハ信行トモニ十八ノ中ニ置キ、行ヲ以テ十九ニ對シテ廢立シ、信ヲ以テ二十二ニ對シテ勸誠ス。故ニ十七ヲ行ノ願トハセス。大經讚ニ十七願ヲ頌セス、而シテ十八願讚ノ不思議ノ誓願ヲアラハシテトハ乃至十願ヲサス。十九願讚ノ第三句衆善ノ假門、二十願ノ第三句名號ノ真門トモニ要真ノ行ナリ。以テ知ル、十八願讚ノ第三句ノ不思議ノ誓願トハ行ナラサルコトヲエンヤ。行ノ名ヲ出サス、誓願ト言フモノ和尚曰來相承ノ義乃至故ニ真假ノ法相ハ一十八ヲ以テ行信ヲ談ズ。偈前ニ初ハ二願ヲ行信ニ分ツト雖モ、後ニハ一十八ニ歸シテ是則チ選擇本願之行信ナリト云】

心信樂之願」、「至心發願之願」、「至心廻向之願」とある

ものが、三願の信のみに於いて關係するものに非ずして、その却つて行信等諸法に相對するものなる事が領解されるゝであらう。また偈前の「斯乃選擇本願之行信也」とあるものも、師の指示に相俟つて、そは已に『化卷』の十九二十等の方便二願に相對して、三々の法門を構成するものであるから、當然一願建立の法門なることが領解さるゝのである。

かくて、先輩の指示に俟つて首書の選擇本願を見る時は、そは第七首に於ける十二・十三又第九首に於ける十一等の諸願を悉く一願に統攝せる所謂一願建立の十八願たる事が窺はるゝのである。今、三願に信の願名を出だせるものゝ如きは、如上所論の機の得失を語るものに過ぎないのである。

(3)『末燈鈔』第二章に於ける選擇本願

次に、(3)の『末燈鈔』第二章に於ける選擇本願に就いて

考證せんに、これ該鈔(左に)

「他力トマフスコトハ彌陀如來ノ御チカヒノナカニ、
選擇攝取シタマヘル第十八ノ念佛往生ノ本願ヲ信樂ス
ルヲ他力トマフスナリ」

等とあるものがこれである。こゝには、「念佛往生ノ本願」とあるから、「選擇本願」ではないと云ふ論者もあるであ

らうが、こは皮相なる見方であつて、上に「選擇攝取シタマヘル第十八」等とあるから、その選擇本願たる事は論を俟たぬ。而して、この第二章に於ける選擇本願が三々の本門に立てる選擇本願たる事は左の祖文に對檢すれば明かである。

(一)懈慢邊地ニ往生シ、(二)疑城胎宮ニ往生スルタニ
モ彌陀ノ御チカヒノナカニ第十九第二十ノ願ノ御アハ
レミニコソ中略イカニイハンヤ、(三)眞實ノ報土ヘ往
生シテ大涅槃ノサトリヲヒラカンコト……

即ち、こは往生を以て三願を相對せんとするものゝ如く、即ち(一)の「懈慢邊地ノ往生」が十九の願であり、次に(二)の「疑城胎宮ノ往生」が二十願であることは文面に徵して明かである。更に(三)の「眞實報土ノ往生」が十八の選擇本願たるべき事は、上に

「他力トマフスコトハ彌陀如來ノ御チカヒノナカニ
選擇攝取シタマヘル第十八ノ念佛往生ノ本願ヲ信樂ス
ルヲ他力トマフスナリ」中略他力ハ本願ヲ信樂シテ往生
必定ナルユヘニサラニ義ナシトナリ乃至自力ノ御ハカ
ラヒニテハ眞實ノ報土ヘムマルヘカラサルナリ。行者
ノヲノノノノ自力ノハカラヒニテハ懈慢邊地ノ往生、
胎生疑惑城ノ淨土マテハ往生セラル、コトニテアルヘキ

トノウケタマハリタリシ中略コレハ眞實信心ヲエタル
ユヘニカナラス眞實ノ報土ニ往生スルナリトシルヘ
シ」

等とあるに於いて領解せらるゝ。即ち、彌陀選擇の第十八願を信ずるものは、眞實の報土往生を把得し、十九・二十等の「自力ノ御ハカラヒ」に執するものは「懈慢邊地ノ往生」を得、又「胎生疑城ノ淨土」に往生すると明し給へるものである。故に、この『末燈鈔』第二章が所謂三々の法門に立つてゐる事は何人と雖もこれを否定し得ないのである。されば、易行院師の如きも、その著『末燈鈔

註三三
申記

「此義ハ三願三機三往生ノ差別ヲ分テ真假ヲ判釋シタマフ。淨土真宗不共ノ所談ナリ」

等と、これを快評してゐらるゝのである。

而して今、眞實報土の往生を以て第十八願上に屬せしめられてゐる事に注意する時、この『末燈鈔』の選擇本願が一願建立なる事を窺知し得るのである。一説の如く、三々の法門に於いては五願は各立し、即ち三願は信のみに於いて相對すると云へば今の文はこれを如何に解するか。更に、該鈔の選擇本願が一願建立たる事は次下に

「第十八ノ本願成就ノユヘニ阿彌陀如來トナラセタマ

ヒテ、不可思議ノ利益キハマリマシマサヌ御カタチヲ天親菩薩ハ盡十方無碍光如來トアラハシタマヘリ等とあるに於いて領解せらるゝであらう。若し説者の如くば、佛身は十二・十三等に屬すべきものであるから、「第十八ノ本願成就ノユヘニ」等と云はずに、「第十二・十三ノ本願成就ノユヘニ」等と宣ふべきであらう。然るに今、佛身を以て十八願とし、又十一の往生を以て十八願に屬せしめてゐらるゝは、これ全く三々の法門に於いては五願は一願に歸して以て十八一願建立義を成するものなる事を實證するものと云ふべきであらう。

(4)『三經往生文類』に於ける選擇本願

次に(4)の『三經文類』に於ける選擇本願に就いて考察せんに、先づその文に云く

「(一)大經往生トイフハ如來選擇ノ本願不可思議ノ願海、コレヲ他力トマフスナリ。(二)觀經往生トイフハ、修諸功德ノ願ニヨリ至心發願ノチカヒニイリテ、萬善諸行ノ自善ヲ廻向シテ淨土ヲ忻慕セシムルナリ。(三)彌陀經往生トイフハ植諸德本ノ誓願ニヨリテ不果遂者ノ真門ニイリ……」

等と。この(一)(二)(三)を對檢すれば、行の願名を標して三々の法門を成し、而も十八願を誣すに「選擇本願」な

る願名を以てしてゐるゝ事が窺はるゝのである。以下、この選擇本願に就いて十八願に局るべきものか、それ共十七等の諸願に通すべきものなるかを論ぜんと思ふものであるが、それに就きこの『三願往生文類』の組織に就いて一往考へて見る必要があると思ふ。

註三四

これに就いては、彼の太藤順海師は已にその『三經往生又類講義』に

「此三經文類ハ、真假ノ七願ヲ引ケドモ、法義ノ詮スル所ハ、十八・十九・二十ノ三願ノ真假ヲ判シテ、勸信誠疑スルニアリ。之ヲ廣本ニ對照スルニ、共ニ真宗三々ノ法門ヲ織出ス所ハ、異リナケレドモ、其所明ニ經ト緯トノ不同アリ。廣本ノ所明ハ四法ヲ經トシ、三願三經三機三往生ヲ緯トシテ、眞實方便ノ法義ヲ判シ、真假廢立ノ模様ヲ織出シ給フ。又此三經文類ハ、三願三經三機三往生ヲ經トシ、四法ヲ緯トシテ、真假ノ法門ヲ顯ハシ、廢立シタマフコトナリ。是レ即チ今典ハ愚鈍ノ下機ニ、眞宗ノ法義ヲ易ク知ラシメントアル、衆生攝化ヲ本トシテ選述シ給フカ故也」

等と適評してゐるゝ。これに依つて思ふに『三經往生文類』は彼の『本典』が四法を經とし、三々の法門を緯として組織立たしめてゐるゝに反し、その三々の法門を經

の表とし、四法を緯の裏とするものなる事が領解せらるるのである。故に、太藤師も云へる如く、本鈔は真假の七願を引いてはゐるが、その法義の所詮は十八・十九・二十の三願の相對にあらねばならぬ。これ實に本鈔が『本典』に於いて緯たり裏たりし三々の法門を却つて經としてゐるゝからである。故に、今の所論たる(一)の『選擇ノ本願』は(二)の『修諸功德ノ願』及び(三)の『植諸德本ノ誓願』に對して、一願建立の法門に立つて十八・一願なる事が領解さるゝのである。尤も、これに就いては種々の異論があつて、或は十八・十一の二願なりとし、或は十七・十八・十一の三願なりとし、更には二十二を加へて四願なりとするものもあるが、これ『三經往生文類』の組織の何たるやを知らざるものにして、その非なる事如上所論の如くである。

更に翻つて、この『選擇ノ本願』とあるものに就いて再吟味せんに、「選擇ノ本願」とは次下に「不可思議ノ願海」と註釋せられてゐる。即ち、「選擇本願」とは「不可思議願海」と云ふ事である。故に今、「選擇ノ本願」とある選擇と、「不可思議ノ願海」とある願海とを合すれば、即ち「選擇願海」となつて、彼の三々の法門の批判根據たる三願轉入の「轉入選擇願海」に全く相一致するものなる事

が窺知さるゝのである。而して今、三願轉入の文に於いて

「選擇願海」が已に十八一願たりし故に、この『三經往生文類』に於ける『選擇願海』も亦十八一願を標するものと云はねばならぬであらう。若し、説者の如く或は二願

に通ずと云ひ、或は三願、四願等に通ずと云へば三々の法門の法義の所詮に違背するのみならず、又三願轉入の宗祖の自督をも否定する事になるのである。以下、例に依つてこれが諸先輩に於ける領解の跡を辿つて見よう。

さて、これに就き最初にして而も最も詳しく述べるゝは、彼の西派の興隆師である。即ち、師はその著『淨土三經往生文類善光錄』(註三五)に、先づ本鈔の體制が三々の法門に存する事を論じて、

「若具列義門、則有三五個三義。曰三願三藏三經三機
三往生也」

等と云ひ、次でかかる五個の三義はその中一を闕くも随意に反するものであるが、更に之れを裏から云へばその中一個の三義を擧ぐれば、餘の四個の三義は自然にこれを内具するものであると論じてゐるゝ。更に又、師に依ればかかる五個の三義中第一の三願と云ふものが本であつて餘の四個の三義はこれに從屬する末たるべきものであると。實に、面白き見解である。次で、同五頁には

正しく本鈔の選擇本願に就き、

「此文總約三十八一願示三往生由三本願他力。如來選擇ノ本願、不可思議ノ願海者、初句舉三十八願名、後句歎其德用。」

等と、その一願建立門に立つて十八一願に局らるべき事を主張してゐるゝのである。

凡そ、師に依れば選擇本願とは三重の義がある。即ち、總じて四十八願に通ずるものと、略して五願乃至六願に通ずるものと、別して十八一願に局るものとの三義がこれである(註三六)。然るに今かかる三義ある中特に別して十八願に局限せんとするものは如何なる譯であらうか。師は、これが理由を説示して、

「然今文正指十八。以何知者。三往生是。由三願。一八。二。對三十九。二十。稱選擇本願者。十八願故也。」

等と快説してゐるゝ。此等に依つて、之れを思ふに今之所論たる(一)の選擇本願は(二)(三)等の十九・二十の所論たる(二)の選擇本願は(二)(三)等の十九・二十の二願に相對して所謂三々の法門を構成するものなるが故に、十八一願に局限せられねばならぬのである。故に師は、これに對する反對説を難じて、

「有師說、選擇本願十八、此中指三十七。不可思議願海十一、此中備三十二。今云、雖以應次下文及次

引文、熟視不_レ爾。今則總標三願中十八願他力往生文故、指_{下合}四願第十八願也。不可_{下可}就_二開義門解上故不_レ取。又有說此指三十七十八十二十二者、陪陪難

等と、痛快に否定してゐらるゝのである。

更に、こゝに一言して置きたき事は師は次の「不可思議ノ願海」を釋して

「不可思議ノ願海、重歎_ニ次上選擇本願」。此即豫示_ニ難思議往生_(註三七)也……」

等と、上の「選擇ノ本願」に同じて十八願としてゐらるる。思ふに、師に依ればこの「不可思議ノ願海」とは下_(丁右)の「不可思議不可說不可思議ノ大悲ノ誓願ヲウタカフ」と、又同_(丁右)に「不可思議ノ誓願疑惑スルツミニヨリテ、難思議往生トハマフサストシルヘキナリ」等とあるものに應ずるものであつて、此等が十八願を指す事は云ふまでもないと論じてゐる。即ち、「不可思議」と云ふ事は「難思議」と云ふ事である。この難思議本願に依つて得る所の往生であるから、難思議往生と名くるのである。故に、同_(丁右)にはこの難思議往生を譯して

「ホンクワントリキノワウシヤウトマフス」

等と傍註してゐらるゝのであると。

以上、これを要約すれば(一)の「如來選擇ノ本願、不可思議ノ願海」とは(二)(三)の二文に對して一願建立義を成じ、本願他方の難思議往生を明せるものと云ふべきである。

次に、開悟院師の領解を見るに、『三經往生文類記』には、先づ大經往生とは『教卷』の初めに「大無量壽經」とあり、『證卷』の初めに「難思議往生」とあるものを承けたる名である。これは、『本典』の前五卷中に明されるのであって、即ち『化卷』の要真二門に對して所謂三願

三經三機三往生の三々法門を構成するものである。従つて、この場合十七・十八・十一の三願は勿論前五卷に現れたる五願乃至六願はすでに十八願中に統攝せられねばならぬと云つてゐらるゝ。即ち、その文に曰く、

「コノ十七十八十一ノ三願ハ共ニ相難レス、故ニ三願ヲ束ネテミレハタ、第十八ノ一願ニ收マル、又廣ク云へハ教卷ヨリ眞佛土卷ニ至ルマテハタ、コレ第十八願

等と快論してゐらるゝ。(同_貞、同_貞、參照)

次に、香雲院澄玄師の見解を窺ふに、その著『三經往生文類記』(上)に

「今私ニ考ルニ此選擇本願ト云ハ別シテ第十八願ヲサ

ス。ソモノ、此三經往生文類ノ處明、三願三經三機三往生ノ法門ヲ明スユヘ、此三々ノ法門ノトキハ四十八願中、其真實願ハ不殘第十八願ヘオサメ、方便ノ願ハ十九二十ヘミナオサメテ本願トイヘルナリ。十八十九二十ノ三願トシテ御仕舞ナサルナリ。別ニ十七ヤ十一願ハナヒ。アラユル方便真實ノ願ヲ三願ヘオサメテ夫々三經三機三往生ニ配當スルカ三々ノ法門ナリ。今ノ大經往生ト云ハ三願ヘ分テ第十八願ニ當ル。爾々如來選擇ノ本願ト仰ラル。別シテ第十八願ヲサス」

等とあつて、三々の法門に立てるが故に、この「選擇ノ本願」等は十八一願に局るべき事を論じてゐるのである。次で更に、師は

「爾ラハ、下ノ處明ヲ案スルニ第十八願ノミナラス大經往生ノ下ニ十七十二二十二ノ三願モ引テ釋スハイカシ」等と問を起し、次にこれが解答を與へて

「餘ノ三願モ引テアレトモミナ第十八ノ一願ヘ攝取スルノ明方也。第十七願ノ真實行ハ第十願カ爲ノ處信ノ行。サテ第十一願真實證ト第二十二願ノ還相廻向トハ第十八願、即得往生ノ利益、開ヶ出シテノユヘ、オサメルトキ第十八願ヘオサマル。夫々餘本願ヲ第十八

等と云つてゐらるゝ。實に、三々の法門に立つて一願建立義を成するが故に餘願はすべて十八一願に統攝する事を明せるものである。

次に、西派の淨滿院東陽圓月師の主張を見んに、その著『宗要百論題』^(註三九)に云く、

「何となれば、一願を開いて五願とするが故に五願即ち一願なり。是を以て十九二十の二願に對するときは五願を攝略して一十八願とし、以て三願に就いて真假を甄判し給ふ。『三經文類』節ち其義なり。『化卷』に『三經真實選擇本願爲宗』との給ふが如き是れなり」

等と、その全く上三師に相同するものある事を知るのである。

最後に、近く赤松圓純講師の主張を窺ふに、その著『三經往生文類講錄』を見ると、先づ三々の法門に於いては必ず一願建立義を成すべき事を論じて、

「更ニ三々ノ法門ニ約シテ云ハ、廣本前五卷ハ願ヲ云ヘハ十八願乃至如此攝メ終レハ大經往生ハ第十八願^(註四〇)ニ歸ス」
と、又同(右)には正しく今の所論たる「選擇本願」を釋し

「爾レハ今モ別シテ第十八願ヲ指スト決スヘシ。其故

(註四)
キ給ヘリ」

ハ三三ノ法門ノ時ハ十八十九二十ノ三願ニ餘ノ願ヲ

悉ク攝スルカ定マリ故ニ、廣本ニモ六願ヲ出セトモ十

七八十八ヲ信セ令ンカ爲ノ所信ノ願、十一ハ第十八ノ

信心ノ因カ爲ノ果、二十二ハ其果ニ具スル大用、又十

二十三ハ真佛土卷ノ所明ニシテ此真佛土ハモト證卷ヨ

リ開ケテ之ヲ攝スルハ又證ニ歸ス。此義ヲ顯ハシテ、

此書ニハ行證ノ下ニ皆第十八願ヲ引キタリ。是三三ノ

法門ノ時ハ五願六願ヲ合シテ十八ノ一願ニ收ムルナ

リ。」

等と的説してゐらるゝのである。こゝに、注意すべきは、
師がかく三々の法門に於いて十八一願建立義を主張せん
とするに就き、その理由の一つとして次下の行(右)證(左)
の二願を明す下に第十八願を引用してゐらるゝ事を採用
してゐらるゝ事である。これ、寡聞なる吾人の知る所で
は師の創説にして、それ以前に未だこれを見ないのであ
る。師は先づ、その行を明す下に於いて、

「問云、今ハ眞實行ノ下ナリ。唯十七ヲ引クヘシ。何
ソ十七八ヲ並ヘ引キ給フカ。答云、二願不離ヲ顯ハサン
カ爲ナリ乃至又、別シテ云へハ行證皆第十八ノ一願
ニ攝メ盡ス御意ナリ。故ニ行證ノ下ニ皆十八願ヲ引

等と高張してゐらるゝ。實に、面白き見解と云ひつべき
と云ひ、次に證を明す下に於いても、
「扱今證下ニ十八成就ヲ引キ給ヘルハ祖師ノ御聖教中
他ニ例ナシ。是、此書ニ於テハ十七十八十一ノ三願
ヲ第十八ノ一願ニ歸シ給フ御意ナルコト上ニ屢々出ル
(註四)
如シ」

(5)「偈前」に於ける選擇本願

以上、吾人は本節の初めに於いて、(1)(2)(3)(4)(5)等の三々
法門に立てる選擇本願はその各々の間に相關的關係を有
し、通有性を以てゐるものである。従つて、その中一つ
でも二願乃至五願等に通ずるものであつたならば他も亦
それに應じて五願各立義を成すべく、逆にその中一つで
も一願建立義を成するものであつたならば、他也亦これ
に和して十八一願に局らる可きことを論じた。而して、
かゝる三々法門の基調たる(1)の『三願轉入』のそれが已に
十八一願であるから、従つて他也亦然るべき事を先輩の
説に俟つゝ論じ來つたことである。従つて、かかる見
解の下に今の所論たる偈前の選擇本願を見るに、已に他

の『三經往生文類』等の諸文に於ける選擇本願が總べて一願建立義を成するものであるから、今の(5)も亦それ等に同じて一願建立門を成すべきものであらねばならぬ事は、これを推斷するに敢へて難くないのである。然し乍ら、この偈前の選擇本願が十八一願建立義に立てるものなる事は、已に如上繰り返へし詳論ることであるから、今こゝに重ねて之れを論ずる暇を持たない。唯だ、こゝに特に吾人の云はまほしき事は相關的關係に立つて通有性を有する他の選擇本願が總べて一願建立たるものであるから、今の偈前のそれも亦これに應じて然かあらねばならぬ事を論ぜんとするのみ。

六

以上、種々の方面よりして、偈前に於ける選擇本願の一願建立門に立つて十八一願たるべき事を詳論し來つた。併し乍ら、かく偈前の選擇本願が一願建立なりと主張せる吾人の立論根據は、それが三々の法門に立てる選擇本願であるからと云へる一點に結歸し得るのである。

唯だ、三々の法門に立てる故に一願建立なりと云ふ事を助顯せんが爲めに、(1)(2)(3)(4)等の諸文に於ける選擇本願を提撕して以てこれを反證せるのである。故に、吾

人に於ける全一論據たる三々の法門に於いて十九二十の一願に對する十八一願は必ず一願建立義を成せねばならぬと云ふ論理が事實否定せらるゝものであつたならば、偈前の選擇本願も亦一願建立とは必ずしも云ひ得なくなるのである。故に以下吾人は、かゝる吾人の主張の是非を諸先輩の領解の上に裏づけて見ようと思ふ。

さて、これが最も卑近にして、而も最も端的なる二三の例を擧ぐれば、西派の月珠師の『真假三願大意』である。その文に曰く、

「餘ノ諸願ミナコノ願(十八)ヨリ開出し亦コノ一願ニ歸ス。今ハ諸願ヲ攝シテ一願ニ歸シテ方便ニ願ニ對シ、三經三門三機三生ノ根基ヲ顯示ス。是真假三願ノ法相ナリ」

等と、三々の法門に於いては餘の諸願はすべて十八一願に統攝さるべき事を論じてゐる。

又その弟子圓月師はその著『宗要百論題』に師說を相承して、

「是を以て第十八、十九、二十の三願を以て真假を分別し給ふ。五願を以て眞實を明し給ふと雖も、一願中の五願にして只是れ開合なるのみ。故に『教卷』に『說三如來本願爲三經宗致』との給ふ。『大經』の宗致は第十

八願なり。これを眞實とす。『觀』、『小』二經は十九、二十の兩願を開説する所の經なり。三經の真假は三願の真假をその根本とするもの、以て見るべし

等と論じてゐらるゝ。

又、眞成院細川千巖師も選擇集講述(註四五)に

「吾祖ノ五願建立ハ一願ヲ開キタル五願ユヘ合スレハ

十八ノ一願トナル。ユヘニ化卷ノ所明ニ對シテ要真弘ノ三門ヲ成スルトキハ前五卷ノ所明ハタ、第十八一弘願ノ教義トナルコトナリ」

等と三願真假相對の立場にあつては、五願は必ず十八、願に合せらるゝ事を力張してゐらるゝ。

〔註四六〕最後に、近くは西派の朝日保寧勸學はその著『三願講說』に

「さて上記の真假三願をば、三機三往生三藏に配當す」等と、三々の法門を提撕し、次にその三機を解して、

「三機とは三願如次正定聚邪定聚不定聚に配當す」等と、三願次の如く十八願は正定聚、十九願は邪定聚、二十願は不定聚なりと配當してゐらるゝ。次に、その三往生を解して、

「次に三往生は法事譲に所謂難思議、雙樹、難思の三往生で、如次十八十九二十の三願に配當する」

等と、三願を次の如く難思議は十八、雙樹は十九、難思

等は二十等としてゐらるゝ。之れ實に、『六要』(九三五)に

「(一)久出等萬行諸善是聖道意、雙樹林下是約三觀經十九願意。(二)善本德本是約三小經二十願意乃是難思往生心也。(三)選擇願海是大經意、即難思議往生是

(註四七)

とあるものに全く一致してゐるのである。若し一説の如く、三々の法門に於いては五願は各立すると云へば、難

思議往生は十一願に屬するが故に「如次十八十九二十」等とは云はれ得ぬであらう。又、三藏を解して、

「次に三藏とは福智藏福德藏功德藏の三藏にて、如次十八十九二十願に配當す」

等と云つてゐらるゝ。此等に依つて思ふに、師は三機三往生三藏等をすべて十八・十九・二十の三願上に配當せしめてゐらるゝ。之れ實に、三々の法門に於いては五願はすべて十八一願に統括せらるゝ事を實證するものであらう。

かくて、三々の法門に立つて十九・二十の方便二願に相對する十八願は必ず内に五願を統括し、所謂一願建立の義を成す可しとの論理はこれを先輩の上にも裏附け得ることにて、即ちかかる吾人の見解たるやこゝに當然眞實

として何人の上にも肯認せられねばならぬであらう。

七

以上、三々の法門に立てる選擇本願は必ず一願建立の法門として十八一願に局らる可きこと、これを諸種の文檢上に實證し、又諸先輩の上に裏附け得ることであつた。従つて、今の所論たる偈前の選擇本願も亦、已に三々の法門に立てるものであるから、當然一願建立の法義を成するものであらねばならない。然るに、世の學者にして往々ここに着目せず、却つて三々の法門に於いては五願は各立すとの謬見を懷くものは、これはこれ如何したものであらうか。

かくて、偈前の選擇本願が一願建立なりと云ふ論理が肯定せられし以上、吾人は更に一步溯つて彼の『行卷』細註に於ける選擇本願の何たるやを決定して置かねばならない。顧みるに、吾人已に上第一節に於いてこれが全一の關係を述べ、即ち細註に於ける二行が全く今の偈前を定量としてゐるものであるから、従つてその何たるかを知らんには、必ずこの偈前を以て反顯さる可きことを詳論せしことであつた。而して、こは決して吾人の獨斷では無く、一願建立系の香月院師も、五願各立系の皆往院師も共に依用せられたる、實に純一的方法たるものであつた。

かくて、偈前の選擇本願が一願建立なりと云ふ論理が肯定せられし以上、吾人は更に一步溯つて彼の『行卷』細註に於ける選擇本願の何たるやを決定して置かねばならない。顧みるに、吾人已に上第一節に於いてこれが全一の關係を述べ、即ち細註に於ける二行が全く今の偈前を定量としてゐるものであるから、従つてその何たるかを知らんには、必ずこの偈前を以て反顯さる可きことを詳論せしことであつた。而して、こは決して吾人の獨斷では無く、一願建立系の香月院師も、五願各立系の皆往院

その一願建立門に存すると云ふ必然的論據が求められねばならぬ性質のものであつた。然るに、今上來吾人の詳

論せる所に徴するに、かかる細註の選擇本願はそれが純

一定量たる偈前の選擇本願に對照してその全く一願建立

門に立つものなる事が明かとなつた。即ち、この細註に

於ける選擇本願はその一願建立であらねばならぬと云ふ

必然的理由が見出されたのである。故に、そが十八願に

局つて十七願に非ざる事は云ふまでもない事である。從

つて、こゝに於いては已にこの細註の選擇本願に對して

十七なりや十八なりやの問題は全く解消されたと云つて

可いであらう。何となれば、かく選擇本願に就いて十七

なりや十八なりやの問題はそれが五願各立門に於いてこ

そ論ぜらるべき事で、その一願建立門にあつては、皆往

院・香月院の二系共に局つて十八願とするもので、從つ

てかかる問題の起るべき理由は絶対に存しないからであ

る。

以上、極めて粗漫ではあるが「三々法門と選擇本願」と題し、古來喧嘩しく云はれてゐる選擇本願の問題を三々の法門に裏附け、敢へて卑見を發表した次第である。なほ、この拙論に就いては恩師大須賀、安井の兩教授に負ふ所が多い。一言以て感謝の意を表しておく。

(註一) 五願各立の法門に立場して、細註の選擇本願を十七なりと主張するものに左の如き諸師がある。

①皆往院師『教行信證報恩記』(真全二〇九以下)、『廣文類開書』(真大一六二九以下)。

②宣成師『尊號真像銘文開記』(下卷)。

③大含師『選擇集真宗義』(真全一九三五)。

④圓龍師『本典指授鈔』(真全三三三九以下)。

⑤吉谷師『教行信證六要鈔講讀』(二二b)。

⑥村上師『文類聚鈔百二十題決擇記』(九七以下)。

(註二) 一願建立の法門に立場して、細註の選擇本願を十八なりと主張するものに、又左の如き諸師がある。

①香月院師『教行信證講義』(佛大一四三以下)、『廣文類會讀記』(真大一三一以下)、『淨土文類聚鈔講義』(三三a以下)、

『正信偈講義』(本願名號正定業)の下)、『歎異鈔講林記』(真大二三一八、同三八)等其他。

②易行院師『略文類壬辰錄』(真大一八九〇以下)、『大無量壽經庚寅錄』(真大二七七以下)、『唯信鈔文意辛巳錄』(真大二二八五以下)等。

③德龍師『高僧和讚講義』(真全四〇八)、『淨土文類聚鈔記』(上)。

④靈城師『本典講義』(一)。

⑤了祥師『一枚起請文講義』(真全五七五)、『異義集』(真全二七五以下)等。

⑥香涼院行忠師『真宗要目五十題講述』(176)

因みに、かゝる香月院師一系の一願局限説は、その已に三代目講師理綱院慧琳師の『信行略辨』(3a以下)、及び『本典六要鈔補』(真全二六29)等に起源して居ることは注目すべきである。

(註三)『廣文類聞書』(真大一六30)。

(註四)『廣文類會讀記』(真大一三12)。

(註五)同(真大一三14)。

(註六)『本典講義』(1)。

(註七)善讓師の『本典敬信記』(真全二九11)には、已に「前五卷ハ十八願ノ意。第六卷ハ十九二十ノ意。即チ三願三機三往生ノ真假分別ノ仕分ケナリ」等とあつて、三々法門に立てば十八願は内に前五卷に於ける真實五願を統括して以て方便二願に相對する事を論じてゐらるゝ。

(註八)『隨聞記』(真全二六16)。

(註九)『敬信記』(真全二九497)

(註一〇)自釋(a)

(註一一)同(142)
50(b)

(註一二)『三經文類善光錄』(真全四六2)

(註一三)『敬信記』(真全二九498)

(註一四)『隨聞記』(真全二六12)

(註一五)同(真全二六1)

(註一六)『六要』(九35b)

(註一七)『六要』に三願轉入の祖文を註して「選擇願海是大經意
(教へ即難思議往生(證)是也)と云へるものは、彼の『正信
偈』に「真宗教證興片州、選擇本願弘惡世」とある祖文と、
その意相通するものあるのではなからうか。二文共に教證
二法を選択本願なる十八一願に統括して論じてゐらるゝ如
くである。識者の叱正を俟つ。

(註一八)『隨聞記』(真全二六2)。

(註一九)『略文類壬辰錄』(真大二八96)。

(註二〇)『末燈鈔講義』(191)。

(註二一)『末燈鈔信行一念草講義』(44)。

(註二二)『本典講義』(佛大四4)。

(註二三)『廣文類聞書』(真大一六32)。

(註二四)『真宗要目五十題講述』(286)。

(註二五)『選擇集闇古錄』(上a)。

(註二六)かゝる一願建立、五願各立等の問題に就いては、吾人
已にその拙論の纏めしもの有るのであるが、これが詳しき
發表は他日に譲り、今は唯だこれが結論のみを左に掲げて
おく。

①『華嚴五教章』に於ける分相及び該攝の原意に依れば、權
實相待を以て分相門とし、權を實に歸して實の外に權を
見ざるものか該攝門と云ふ。
②『法華玄義』に依れば、麤妙の相待を以て相待門と名け、
麤妙として麤妙の相待を絶せるものを絶待門と呼ぶ。

(3) 真宗の學者中、元祖の本願一往論に對して「分相四十八願」と云ふ名目を使用してゐるものあるが、これは『五教章』及び『玄義』等の原意に反して不當も甚しい。何となれば、元祖の本願一往論に於いては四十八願はすべて選擇本願にして眞實であり、即ち眞實と方便との相對を見得ざるからである。

(4) 元祖の本願再往論に於いては、余の四十七の欣慕は十八の生因眞實に歸して、十八眞實の外に更に余の方便の存在を見ない。故に、こゝに於いては所謂該攝門の義が成立する。

(5) 真宗の學者中、宗祖の上に「五願分相」と云ふ名目を使つてゐるものがあるが、こゝは「五願各立」と云はるべく、分相の原意に當らざるものである。何となれば、宗祖に於いては五願はなほ十八一眞實中の五願にして、矢張り眞實の域を脱せず。即ち、一眞實中の開合の義であつて、更に眞假の相對を成せざるものであるからである。

(6) 宗祖の「五願各立」に對して「一願該攝」と云ふ名目を依用するものあるが、これも「五教章」等の原意に反して、實は一願建立(或は一願總括門)と稱せらる可きものである。何となれば、衆生往生の行信因果を十八一願上に總括して論ぜんとするものである。

(7) 宗祖に於ける十八・十九・二十等三願眞假の相對せるものは「五教章」等の原意に徴して正しく分相門と名目さるべ

きものである。

(8) 元祖と宗祖との化風を比較すれば、元祖は該攝門にして而も一願建立であり、宗祖は三願分相にして而も十八願を披ふに五願各立の場合と又一願建立の場合とがあるのである。尤も、宗祖に於いても元祖の該攝門をその儘相承せる箇處もあるが、そば今の所論ではない。

(註二七)『御自釋管窓』(92)。

(註二八)『本典講義』(佛大九²⁶⁵)。

(註二九)十九願の「諸行往生」とは「出^ミ萬行諸善之假門」に於いてその諸行を、「離^ミ雙樹林下之往生」に於いてその往生を見る。二十願の「自力念佛往生」とは「廻^ミ入善本德本眞門」に於いて自力念佛を、「發^ミ離思往生之心」に於いてその往生を見る。十八願の「他力念佛往生」とは「轉^ミ入選擇願海」に於いて他力念佛を「遂^ミ難思議往生」に於いてその往生を見るのである。

(註三〇)皆往院師『廣文類聞書』(眞大一六²⁹)。

(註三一)『淨土和讚講義』(四^{87a})。

(註三二)『行信一念贊語』(眞全五⁴⁶⁸)。

(註三三)『末燈鈔壬申記』(眞大三三⁵⁸)。

(註三四)『三經往生文類講義』(59)。

(註三五)『三經往生文類善光錄』(眞全四六²)。

(註三六)『三經文類善光錄』(眞全四六⁵)、『柄心齋隨筆』(眞全五〇⁴¹)、『本典微決』(佛大一四⁴⁴)等參照。

(註三七)『三經文類善光錄』(真全四六五)。

(註三八)『三經往生文類記』(真全四七五)。

(註三九)『宗要百論題』(真叢二³⁸⁴)。

(註四〇)『三經往生文類講錄』(2b³⁸⁴)。

(註四一)『同』(25a)。

(註四二)『同』(42a)。

(註四三)『真假三願大意』(2b)。

(註四四)『宗要百論題』(真叢一⁴⁷⁹)。

(註四五)『選擇集講述』(下⁴⁰⁷)。

(註四六)『三願講說』(41以下)。

(註四七)『六要』(九^{35b})。

以 上